

耐震改修

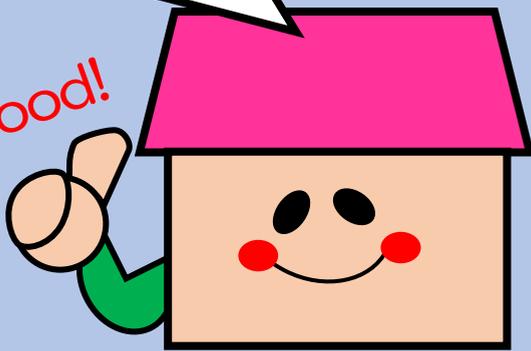
補助申請受付中

●申し込み・お問い合わせ先●
古賀市都市計画課 ☎092-942-1119

古賀市 耐震 検索

木造戸建住宅の
耐震改修工事に対し
最大30万円
(工事に要する額×25%)

Good!



大切な **命** と
財産 を守るために
地震 に備えましょう!!

NEW

耐震シェルター・
耐震ベッド設置工事に対し
最大15万円
(工事に要する額×23%)

古賀市で想定される地震

※上段：想定される地震の規模（マグニチュード）
下段：今後30年以内に地震が発生する確率



詳しくは裏面をご覧ください。

古賀市木造戸建住宅耐震改修工事等補助事業

古賀市では震災に強いまちづくりを目的に、住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして、以下の工事に係る費用の一部を補助します。

- ① 木造住宅の耐震改修工事
- ② 耐震シェルター・耐震ベッド（以下耐震シェルター等）の設置工事

1. 補助対象住宅

次の(1)～(5)すべての要件を満たすものが対象となります。

- (1) 古賀市内にある木造戸建住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて、建築又は工事に着手したもの
- (3) 2階建て以下のもの
- (4) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの
- (5) 耐震シェルター・耐震ベッドの設置工事については、高齢者等が居住しているもの

2. 補助対象者

次の(1)～(3)すべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 補助対象者の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までに補助対象工事を終了し、補助金の交付請求ができること。

3. 補助率及び額

補助区分	補助率	上限額
①耐震改修工事	25%	30万円
②耐震シェルター等設置工事	23%	15万円

※ 申請が予算の額に達した場合は受付を終了することがあります。申請前に必ずご相談ください。

4. 事前協議

申請者は、補助金申請する前に、耐震改修工事等を予定している住宅の内容等について市と協議が必要です。

※ 申請前に工事着手された場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

5. その他

木造戸建住宅耐震改修工事等補助を受けるためには、耐震診断を受けてあなたの住宅の耐震性の有無を確認することが必要となります。

福岡県の『耐震診断アドバイザー制度』では、県主催の講習会を受講し登録された建築士（アドバイザー）が、申請者宅を訪問し耐震診断を行います。お気軽に下記までお問い合わせください。

対象： 昭和56年5月以前に着手された木造戸建住宅
費用： 1件当たり 3,000円（基本診断）
6,000円（基本診断＋床下・小屋裏調査）
申込・問い合わせ： 派遣事務局（春日市クローバープラザ内・月曜日休館）
☎092-582-8061